

水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添 10）

○広域浜プラン緊急対策事業のうち収入向上・コスト削減の実証的取組支援等

真珠品質保持緊急対策

この業務要領は、特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構（以下「事業実施主体」という。）が、「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）（以下「運用通知」という。）に基づいて行う真珠品質保持緊急対策事業についての基本的事項を定め、もって本事業の円滑な運営に資することを目的とする。

1 事業実施計画

- (1) 運用通知第 3 の 2 -10 の (3) のアの (イ) の c の (c) の i に定める事業実施計画の申請は、別記様式第 1 号による。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画書の申請があった場合は、その内容を審査し、所定の事項が適切に記載され、運用通知第 3 の 2 -10 の (3) のアの (イ) の c の (c) の ii に定める要件を満たすものと認めるときは、申請者に対し、別記様式第 2 号により当該計画について承認する旨の通知を行うものとする。
- (3) (2) の承認後に生じた事業実施計画の変更は (1) 及び (2) に準じて行うものとする。

2 実施状況の報告

- (1) 運用通知第 3 の 2 -10 の (3) のアの (イ) の c の (c) の iv に定める事業実施状況報告について、事業実施計画に基づく真珠の管理・保管等の実施状況について月毎に別記様式第 3 号により、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施者は、事業実施計画に基づき真珠の管理・保管等を行うにあたり、保管数量、輸送経費、品質評価、販売の状況等に関する書類を整理して常にその内容を明らかにしておくものとする。

3 事業実施報告

運用通知第 3 の 2 -10 の (3) のアの (イ) の c の (c) の vi に定める事業実施報告は別記様式第 4 号による。

4 助成金の交付

- (1) 事業実施主体は、助成対象経費について、以下の範囲により、事業実施者に助成する。なお、対象となる期間は令和 5 年 3 月 31 日までとする。
 - ア 輸送に要する経費

事業実施計画に基づき、生産者が保管場所の所在地に運び入れるまでの輸送にかかる経費のうち、配送料及び運搬時に必要な高速料金等の実費分。

イ 保管に要する経費

事業実施計画に基づき、真珠を保管するために必要な経費とし、保管数量と期間に応じた保険料も含む。

ウ 評価に要する経費

事業実施計画に基づき、真珠の品質評価に必要な人件費等の経費。

- (2) 事業実施者が運用通知第3の2-10の(3)のアの(イ)のcの(d)のiiに定める助成金の交付申請を行う場合は、別記様式第5号により事業実施主体に対して申請を行うものとする。
- (3) 事業実施主体は、事業実施者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、別記様式第6号により、助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (4) 事業実施者は、運用通知第3の2-10の(3)のアの(イ)のcの(d)のiiiに定める概算払請求を行う場合には、別記様式第7号の概算払請求書により請求するものとする。
- (5) 事業実施主体は、(4)の請求があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (6) 事業実施者は、運用通知第3の2-10の(3)のアの(イ)のcの(d)のivに定める精算払いについて、事業終了後、事業実施主体に対して別記様式第8号の精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。
- (7) 事業実施主体は、運用通知第3の2-10の(3)のアの(イ)のcの(c)のviに基づき提出のあった事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められる場合には、助成金の額を確定し、別記様式第9号により事業実施者に通知するとともに、(5)に基づく請求に係る助成金を交付するものとする。

附 則

1. この業務要領は、令和4年4月22日から施行する。
2. 改正前の運用通知に基づき行うこととされている助成事業については、なお従前の例による。